

# 徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第 10 号)

令和 4 年 1 月 17 日

徳行不審答申第 10 号

令和 4 年 1 月 17 日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市行政不服審査会

会長 豊永 寛二

### 行政不服審査法第 43 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 11 月 1 日付行財発第 37 号により徳島市長から諮問のありました徳島市長が行った戸籍附票の不交付決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

#### 第 1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った戸籍附票の不交付決定（以下「本件処分」という。）については、取り消すべきである。

#### 第 2 事案の概要

1 本件審査請求は、審査請求人が、令和 3 年 6 月 1 日に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項の規定により処分庁に対して審査請求人の妻の戸籍の附票の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、同月 7 日に処分庁から本件処分を受けたことから、本件処分を取り消すことを求めて提起したものである。

#### 2 前提事実

審査請求書、弁明書、証拠書類等から以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人の妻は、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年法務省民事局長等通達。以下「事務処理要領」という。）の第 5-10 に規定する措置（以下「支援措置」という。）の申出をした。
- (2) 処分庁は、事務処理要領に基づき、審査請求人の妻に対する支援措置の必要性があることを確認し、支援措置の実施を決定した。
- (3) 令和 3 年 6 月 1 日、審査請求人は、処分庁に対し、本件請求をした。これに対して、処分庁は、その窓口において支援措置を理由に戸籍の附票の交付を拒否した。

処分庁は、戸籍の附票の交付を拒否したことに伴い、本件請求に係る請求書類を返戻しようとしたが、審査請求人は返戻を受けなかった。

- (4) 令和3年6月4日、処分庁は、審査請求人の妻が支援措置終了の申出書を提出したことに伴い、支援措置を終了した。
- (5) 審査請求人が本件請求に係る請求書類の返戻を受けなかったことから、処分庁が審査請求人に対して本件請求を取り下げるかどうかの意向を確認するための書面を交付したところ、取り下げない旨の回答がされたため、令和3年6月7日、処分庁は、基準日を本件請求があった令和3年6月1日として本件処分を行った。
- (6) 令和3年7月19日、審査請求人は、本件処分に不服があるとし、本件審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人が審査請求人の妻の戸籍の附票を請求したところ、処分庁から審査請求人の妻が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」の対象となっていることを理由として、不交付とする処分を受けた。  
しかし、審査請求人の妻による支援措置の申出は虚偽であり、申出が真実かどうかを確認しないまま支援措置が行われるのは違法である。
- 2 法第12条第6項を根拠として、本件処分を行ったことは失当である。
- 3 ドメスティック・バイオレンスについては、むしろ、審査請求人の方が被害者であり、今まで審査請求人の妻から数々の暴行等の行為を受けてきた。

### 第4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件処分に係る戸籍関係証明・身分証明等請求書を審査請求人が処分庁に提出した時点において、審査請求人の妻は、支援措置の対象であった。当該請求書には、使用目的として明確な目的が記載されておらず、審査請求人の妻の住所を探索することが目的であることが明確であることから法及び事務処理要領の規定に基づき本件処分を行った。
- 2 本件処分は、法及び事務処理要領に基づき適切に処理されたものであり、違法・不当な点はない。

### 第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求を棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の第4の理由の

とおりとしている。

## 第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

### 1 法の規定

法では、戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる」とされている（法第20条第1項）。なお、この法第20条第1項の請求については、住民票の写し等の交付について定めた規定の一部（法第12条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定）が準用され（法第20条第5項）、準用される法第12条第6項では、「請求が不当な目的によることが明らかであるときは、これを拒むことができる」とされている。

### 2 事務処理要領の規定

#### (1) 支援措置について

事務処理要領の第5-10によると、市町村長は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けおそれがあるもの等から、申出を受けた場合に、当該申出をした者及び当該申出をした者同一の住所を有する者について支援措置が必要と確認したときは、これを講ずるものとされている。

#### (2) 加害者からの請求の拒否

この支援措置の内容のうち、対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付については、同コの（イ）の（A）の本文において、市町村長は、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合には、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は住民基本台帳法12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するとされている。

#### (3) 加害者からの請求の特則

前記に該当し申出を拒否する場合においても、同コの（イ）の（A）のただし書に基づき、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付の必要がある機関等からの交付請求により交付する、加害者の了解を得て交付の必要がある機関等に市町村長が直接交付する、支援対象者からの交付請求により

交付する又は裁判所の調査嘱託により交付するなどの方法により、加害者に交付することなく目的を達成することが望ましいとされている。

### 3 本件処分の適法性・妥当性について

- (1) 本件処分は、審査請求人が行った本件請求に対し、支援措置に基づき、本件請求が法第 20 条第 5 項の規定により準用される法第 12 条第 6 項の「不当な目的によることが明らかなきとき」に当たるとして行われた処分である。
- (2) 支援措置の制度については、「支援措置制度は全国の他の地方自治体においても行われているものであり、それ自体、合理的な目的と内容を有するもの」（東京地方裁判所平成 28 年 3 月 30 日判決（平成 27 年（ワ）第 28779 号））とされており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条に規定する「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」の趣旨に沿った、被害者の生命・身体の保護を図るための適法かつ妥当なものと認められる。
- (3) 本件処分に係る支援措置については、審査請求人の妻が提出した支援措置申出書及び処分庁の決裁文書等から、審査請求人の妻について支援の必要性があるとの専門機関の意見を確認することができ、当該専門機関の意見等を受け、処分庁が支援措置の開始の決定を行ったことが確認できる。  
このことから、本件処分に係る支援措置は、事務処理要領第 5-10 のアの（ア）の規定に基づいて適切に開始決定がされており、妥当なものである。
- (4) また、当該支援措置申出書には、加害者として審査請求人の氏名が記載されていることが確認できることから、当該支援措置申出書により支援措置の開始が決定されている以上、前記 2 の(2)のとおり、本件請求は「不当な目的によることが明らかであるとき」に該当するとして拒否すべきものと解される。  
さらに、審査請求人が提出した戸籍関係証明・身分証明書等請求書には、本件請求の目的につき、何ら記載がないことが認められ、前記 2 の(3)にいう「特別の必要があると認められる場合」に当たらないと解するのが相当である。
- (5) 以上より、令和 3 年 6 月 1 日に処分庁が窓口において本件請求を拒否したことは、妥当であると認められる。
- (6) 当該本件請求の拒否が不交付決定の行政処分に当たるかどうかについてみると、本件においては、処分庁が当該本件請求の拒否をした後、審査請求

人に対して本件請求を取り下げるかどうかの意向を確認するための書面を交付していることが認められる。当該書面は、本件請求について取下げを行うか否かを選択させるものであるが、「※」を付して、「取下げされない場合は、不交付決定の行政処分を行います。なお、当該不交付決定に不服がある場合は、一定の期間内であれば徳島市長に審査請求をすることができます。また、徳島市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。」との記載がある。

このことから、処分庁が本件請求に対する処分について、次のような運用を行っていたことが認められる。

ア 当該書面のやり取りを行っていた時点においては、いまだに不交付決定の行政処分を行っていない。

イ 請求を取り下げない旨の回答がされることにより、処分庁は書面による不交付決定の行政処分を行う。このことにより、当該不交付決定について審査請求等を行うことができる。

(7) 処分庁は、審査請求人から本件請求を取り下げない旨の回答がされたことから、令和3年6月7日に本件処分を行ったものである。

(5)のとおり、令和3年6月1日に本件請求を拒否したことは妥当であると認められるが、審査請求人の妻に係る支援措置は同月4日に終了しており、本件処分を行った同月7日においては本件請求を拒否する理由は存在していない。

すなわち、申請時には許可要件を満たしていなかったが、その後の事情変更により、処分時には許可要件を満たすこととなっていたというものであり、行政処分の妥当性を申請時と処分時のいずれで判断するべきかが問題となる。このことについて、最高裁判所は、「行政処分は原則として処分時の法令に準拠してされるべきものであり、このことは許可処分においても同様であつて、法令に特段の定めのないかぎり、許可申請時の法令によつて許否を決定すべきものではなく、許可申請者は、申請によつて申請時の法令により許可を受ける具体的な権利を取得するものではない」と判示している（最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁）。

そうすると、本件処分の妥当性は、処分庁が基準日とした令和3年6月1日ではなく、処分時である同月7日の状態で判断するべきものとなり、同日においては本件請求を拒否する理由は存在しないから、本件処分は違法なものと言わざるを得ない。

## 第7 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	孝志 茜
委 員	永本 能子

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月1日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理
令和3年12月21日 (3年度第7回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
令和4年1月17日 (3年度第8回審査会)	答申案の検討を行った。